具体的な取組（環境配慮指針）

１．省エネルギー・省資源の推進

（１）庁舎等におけるエネルギーや水等の削減（車両を除く）

① 空調設備

□ 室温管理の目安は、冬期２０度、夏期２８度とします。
（ただし、特に配慮が必要な施設や設備については除きます）

□ クールビズ（軽装）、ウォームビズ（重ね着）を推奨します。

□ ブラインドやカーテン､窓ガラスフィルムを併用し､冷暖房機器の稼動負荷を軽減します。

□ エアコンのフィルター等の掃除を定期的に行います。

□ 空調設備の吹き出し口に物を置かないようにします。

□ 省エネ性能の高い設備への転換を図ります。

② 照明

□ 昼休みの事務室消灯や時間外勤務時の部分点灯を行います。

□ 執務中でも、窓際など十分な照度が得られる部分は、消灯します。

□ 誰もいない会議室や給湯室など、不用場所の消灯を徹底します。

□ 利用箇所の実態に応じて、蛍光灯の間引き点灯を行います。

□ 既存の照明器具のＬＥＤ化を積極的に進めます。
（2030年までにＬＥＤ化率100％を目指します。）

□ 自動照明制御装置等の導入を促進します。

③ ＯＡ機器等

□ パソコンについては、スタンバイモードなどを有効に活用します。

□ 使用していない機器のコンセントを外し、待機電力を減らします。

④ トイレ等

□ 温水洗浄便座の使用後は、フタを閉めます。

□ 節水型のトイレへ切り替えます

⑤ エレベーター

□ 時間外など利用者の少ない時間帯は、運転台数の削減を行います。

□ 上り３フロアまたは下り４フロアまでの移動の際は、階段を利用するよう努めます。

⑥ 水道の使用

□ 食器洗剤等を使いすぎないようにします。

□ 食器類はまとめ洗い、ため置き洗いをします。

□ 節水コマの取り付けや水圧調整を行います、また節水型水洗へ切り替えます。

⑦ 紙類使用量の削減

□ 資料などは簡素化を図り、部数やページ数を必要最小限にします。

□ 両面コピーや裏面利用の徹底、ミスコピーの防止を図ります。

□ 使用済み封筒を再利用します。

□ 電子メール等を活用し、各種照会等のペーパーレス化を進めます。

□ 白書や報告書等のホームページでの公開やデジタル媒体等による頒布を推進し、印刷物の発行部数を削減します。

□ 事務用紙類は、再生紙を使用し、印刷物の発注でも再生紙を使用し表示します。

（２）公用車の効率的な利用

□ やさしい発進（5秒で時速20km）を心がけます。

□ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転をします。

□ 減速時は早めにアクセルオフをします。また、エンジンブレーキも有効に活用します。

□ カーエアコンの使用は控えめにします。

□ 無駄なアイドリングは控えます。

□ 渋滞を避け、時間にゆとりをもち、計画的な運転を心がけます。

□ 定期的にタイヤ空気圧の点検・整備を行います。

□ 不要な荷物は積まないようにします。

□ 公用車の走行ルートの合理化、相乗りなど燃料消費量の少ない運用を図ります。

□ 公共交通機関（バス・鉄道）を優先的に利用します。

□ 近距離移動時における公用自転車の利用を推進します。

２　グリーン購入の徹底

□ 物品については「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に従い購入します。

□ 公用車については「公用車の低公害車等導入推進のための方針」に従い購入します。
（代替可能な電動車（HV,PHEV,EV,FCV）がない場合を除き、新規導入・更新については今後原則として全て電動車とします。）

□ その他の製品の購入時も、生産・使用・廃棄の段階で環境負荷の少ない製品を選択します。

□ 環境負荷が少ない物品等の情報について、共有化を図ります。

３．庁舎・施設の整備における環境配慮

（１）環境負荷の低い施設の整備

□ 省エネ診断やＥＳＣＯ※等の省エネルギー事業の導入を推進します。
※省エネ改修にかかる費用を、光熱水費の削減分で賄う事業

□ 新築又は改築する施設については、ＺＥＢ・ＺＥＨの導入について検討します。
（今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指します。）

□ 高断熱材の材料・工法及び、断熱・日射遮蔽性の高い建具等の採用により、熱負荷の低減に配慮します。

□ 自然採光、自然通風の活用により、照明負荷、冷房・換気負荷の低減に努めます。

□ トップランナー基準により指定された機器など、エネルギー消費効率の高い機器や製品を採用します。また、省エネルギー設備の導入に努めます。

□ 施設照明はＬＥＤを標準とします。

□ 都市ガスを利用した冷暖房機器などの導入を推進します。

□ 雨水貯留タンクなど、雨水の貯留施設や利用設備の導入に努めます。
□ 既存設備に使用されているフロンやハロンの回収を徹底し、設備の新設・更新時にはノンフロン化を促進します。
□ 深夜電力を有効活用します。
□ 緑化を推進し、適正な維持管理を行います。

（２）再生可能エネルギー、廃熱等の利用推進

□太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に努めます。
（2030年までに設置可能な建築物（敷地含む。）の約50％以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。）
□ 地中熱の利用に努めます。
□ ごみ焼却熱といった循環型エネルギーを活用します。
□ 廃熱利用や、コージェネレーションシステムの導入を推進します。
□ 下水汚泥処理発生ガス（消化ガス）を燃料とした発電を行い、温室効果ガスの排出軽減に努めます。

（３）施工作業における環境負荷低減

□ 省資源、省エネルギーに配慮した、建設資材の活用に努めます。
□ 間伐材や再生資材等の使用を推進します。
□ 建設廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進します。

４　廃棄物の減量化・リサイクルの推進

（１）ごみの３Ｒの推進

□ 過剰包装や使い捨て製品の購入を控え、詰替え可能な製品や簡易包装を選択します。
□ 物品の在庫管理を徹底し、重複購入や期限切れ廃棄等を防止します。
□ マイバッグ、マイ箸、マイ水筒などを活用し、ごみの減量に努めます。
□ 繰り返し使える製品の利活用を推進し、使い捨て製品の購入や使用を自粛します。
□ コピー機やプリンタのトナーカートリッジは、リサイクルカートリッジを使用します。
□ 事務用品の長期使用、再利用を推進します。
□ ごみの分別を徹底します。

参考：「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装」、「缶・ビン」、「ペットボトル」等

□ 紙類の分別排出を徹底し、裏紙使用や雑紙を含めリサイクルを推進します。
□ 機密書類の排出には、回収による溶解処理を利用するなどリサイクルを推進します。
□ 調理設備のある施設では、生ごみの減容化や堆肥化を促進します。
□ 剪定枝などの堆肥化に取り組みます。
□ 図書等の再利用を図ります。

（２）廃棄物処理法等関係法令の遵守と適正処理の推進

□ 業務や公共施設から排出される廃棄物の処理にあたっては、法令を遵守し、適正に処理します。

□ 建設廃棄物等の適正処理を、発注者として確認します。

□ 空調用室外機などの機器や設備で特定フロンなどを使用する場合は、定期点検等を適正に行い、漏洩防止に努めるとともに、それらを使用した機器・設備の廃棄時は、それらの適切な回収を業者に指示し、適正に処理します。

5　イベント等における環境配慮

□ 開催の広報・案内では、分かりやすいアクセス方法を記載し、公共交通機関による来場を呼び掛けます。

□ 公共交通機関の利用が困難な場合は、シャトルバスの運行など効率的な交通手段を用意するよう努めます。

□ チラシやポスター、配布資料等は、必要部数を考慮して準備します。

□ 開催等にかかる広報・案内については、インターネットやメールを活用し、紙媒体の使用をできるだけ減らします。

□ 参加者にごみの持ち帰りを呼びかけます。また、ごみ箱を設置する場合は、ビン・缶・紙等の資源物を分別し、再資源化に努めます。

□ 物品の配布や販売を行う場合は、マイバッグの持参を呼びかけます。

□ 飲食物を提供する場合は、マイボトル、マイ箸の持参の呼びかけやリユース食器回収システムの導入など、リユース可能な容器等の利用に努めます。

6　職員の環境意識の向上

□ 職員に対して、地球温暖化対策等の環境に関する情報提供や、研修会などを実施します。

□ ノーマイカーデーやパークアンドライドを推進するため、通勤にはできるだけ徒歩や自転車、公共交通等を利用します。

□ 事務所のエネルギーの削減にも繋がる、ワーク・ライフ・バランスに配慮した残業時間を縮減する取組を推進します。

□ 職場で実践している省エネルギーやごみの分別・削減等、環境保全行動を家庭や地域でも実践します。

□ 職員ボランティアや、地域の環境美化などに積極的に参加します。

この指針は、令和３年８月２日から適用する。
この指針は、令和５年３月１日から適用する。
この指針は、令和６年１２月１日から適用する。